

コーポレートガバナンス

当社は、「従業員が誇りを持てる会社とする」、「お客様の信頼を得る」、「株主の皆様のご期待に応える」、「地域社会に歓迎される」、「国際社会の発展に貢献する」ことを「五つの心得」として経営の基本方針としております。当社は、この経営の基本方針に従い、株主の皆様・取引先・地域社会・国際社会・従業員をはじめとしたさまざまなステークホルダーに対して社会的な責任を遂行し企業価値を最大化することを経営目標としておりますが、この経営目標達成のため、コーポレート・ガバナンスの充実を経営の重要な課題と位置付け、強化に努めております。また、当社は会社経営の健全性の確保をはかり、コーポレート・ガバナンスを強化するために、内部統制システムの確立、整備及びその拡充を推進しております。

1. 会社の機関の基本説明

当社では、取締役を9名とすることにより、迅速で戦略性の高い経営判断を行うとともに、執行役員制度導入により業務執行について、取締役から執行役員へ大幅な権限委譲を実施し、経営・監督機能と業務執行機能の役割を明確にしております。

なお、9名の取締役のうち2名が社外取締役であり、企業経営全般について助言を受けるとともに、業務執行機関に対する取締役会の監督機能の強化をはかっております。

また、監査役につきましては、監査機能の強化・充実をはかるため、全4名のうち3名を社外監査役（うち1名は常勤監査役）としております。

監査役は監査役会の開催や取締役会及びその他重要な会議への出席のほか、会計監査人、内部監査室と連携をとり、国内事業所及び国内子会社並びに海外子会社等への監査を実施し、取締役の職務執行の監査を行っております。

2. 経営意思決定及び監督並びに各種機能の概要

(1) 経営の監督機能

当社の経営の監督機能については、取締役9名による取締役会を重要な戦略的意意思決定を行う最高決議機関として、迅速で戦略性の高い経営判断を行う体制とし、2名の社外取締役により企業経営全般についての助言を受けるとともに、業務執行機関に対する取締役会の監督機能の強化をはかっております。

(2) 経営の執行機能

当社の経営の執行機能については、執行役員制度の導入により、執行役員に取締役の業務執行権限を委譲し、業務執行の活性化と迅速化をはかり、その充実に努める体制を構築しております。

(3) 経営の監視機能

当社の経営の監視機能については、監査役4名（うち3名が社外監査役）による監視体制を構築しております。

また、当社では取締役に役付は設けないことで、取締役相互の監視体制の強化をはかっております。

3. 内部統制システムの整備

当社は、取締役会で決議した「内部統制システムの整備の基本方針」に基づいて、コンプライアンス体制、情報保存体制、リスク管理体制、効率的職務執行体制、グループ会社管理体制、監査に係る体制等を包括的に整備し、その強化に努めております。

五つの心得

従業員が誇りを持てる会社でなければならない。

お客様の信頼を得なければならない。

株主の皆様のご期待に応えなければならない。

地域社会に歓迎されなければならない。

国際社会の発展に貢献しなければならない。

4. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は自らの企業経営を規律する内部統制システムを確立することにより、コーポレート・ガバナンスを充実させ、企業としての社会的責任をより強く果たすとともに、企業価値の一層の向上をはかることをいたします。

このため当社は、会社法に基づき、「会社経営の健全性の確保」を具体化するため、「内部統制システムの整備の基本方針」を取締役会で決議しており、この決議の概要は以下のとおりであります。

(内部統制システムの体制)

- (1) 取締役、執行役員及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制（コンプライアンス体制）
- (2) 取締役及び執行役員の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制（情報保存体制）
- (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制（リスク管理体制）
- (4) 取締役及び執行役員の職務の執行が効率的に行われていることを確保するための体制（効率的職務執行体制）

(5) 会社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制（グループ会社管理体制）

(6) 監査役の監査の実効性を確保するための体制（監査体制関連事項）

5. 財務報告に係る内部統制について

当社は、財務報告の信頼性を確保するため、内部統制に係る社内体制・システムを構築し、その充実をはかっており、金融商品取引法に定められている財務報告に係る内部統制につきましては、内部統制の基本的枠組みに準拠し、適切な整備、運用に努めました。

これらの整備、運用状況について、経営者は内部統制の有効性に関する評価を実施し、2013年3月31日現在における当社グループの財務報告に係る内部統制は有効であると判断いたしました。なお、当社は金融商品取引法の定めに従い、この結果を「内部統制報告書」として提出しており、当社の監査人である有限責任 あづさ監査法人は、本報告書に対する監査を実施し、適正である旨の監査意見を表明しております。

（「内部統制報告書」については56ページをご参照ください。なお、57ページに掲載されている有限責任 あづさ監査法人の監査報告書は、本アニュアルレポート上の「内部統制報告書」が適正である旨の監査意見であります。）

ミネベアグループのコーポレートガバナンス体制

